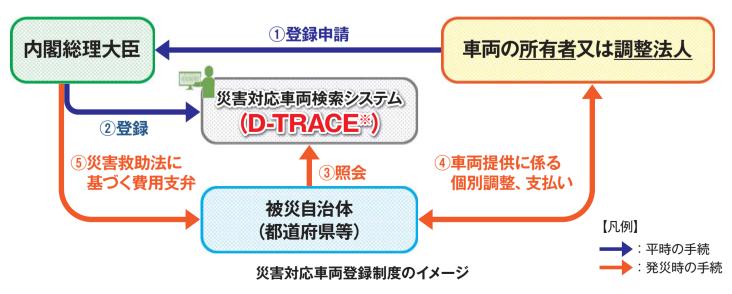
令和7年 6月1日 登録開始

# 災害対応車両登録制度が 始まります



- ○災害に遭われた方々に対し迅速に良好な生活環境を提供することは、災害関連死を防ぐうえでも、大変重要です。
- ○キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両は、 発災直後から、温かい食事や快適な居住・衛生環境等を提供します。 これらは、令和6年能登半島地震でも活躍しました。
- ○災害時にこれら災害対応車両を有効に活用し、円滑な被災者支援を 実現するため、令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度の運用を 開始します。
- ※災害対応車両登録制度とは、災害対応車両/災害対応車両調整法人を<u>平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度です。</u>



# 災害対応車両登録制度の概要

## 登録の対象は

- (1) 災害対応車両又は(2) 災害対応車両調整法人のいずれかです。それぞれ、 (1) 災害対応車両の所有者又は(2) 災害対応車両調整法人からの申請に基づき、
- 内閣総理大臣が登録します。
- ▶災害対応車両とは、発災時に、<u>①避難所、②住まい、③トイレ、又は、④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービス</u>を提供する用途に供されるもので、<u>自走型</u>のほか、<u>運搬</u>又は<u>牽引</u>される形態のもの (コンテナ型やトレーラー型) が対象となります (以下「車両」と略称)。
- ▶災害対応車両調整法人とは、発災時に、災害対応車両の配車調整等を行う法人です(以下「調整法人」と略称)。















災害対応車両の例

# 登録の基準は

- ○車両の所有者又は調整法人が、
  - ・発災時に被災自治体を支援する意思を有している、及び、
  - ・一定の欠格事由に該当しない必要があります。
- ○また、車両を登録する際には、申請に係る車両が、一定の<u>登録基準(下記</u>参照)に適合している必要があります。

## ①避難所

○ 1人あたり1台のベッド が確保されていること ○ 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、 照明、換気の各設備が 設けられていること等

### ②住まい

- 台所、洗面所、浴室、 便所及び物干し場が 設けられていること
- 一定の広さ(20m² 以上等)が確保されていること等

## 3トイレ

- 原則として便房が2以上 あること
- 快適トイレ仕様(水洗、 臭い防止、照明、施錠等) であること等

#### (4)食事

- 温冷環境に配慮した 食事の提供が可能で あること
- 一以上の都道府県から 営業許可を受けている こと等

## 5洗濯

〇 洗濯機、乾燥機が 3つ以上あること等

#### 6入浴

- 浴槽及びシャワー、又は、 シャワーが2つ以上ある こと
- 脱衣所、給湯、暖房、照明 換気の各設備が設けられていること等

# 登録後・発災後の対応は

- ○<u>災害対応車両検索システム(D-TRACE\*)</u> に、登録を受けた車両等の情報が、 順次、蓄積されます。
- ○地方自治体は、D-TRACEを参照し、 ニーズに沿う車両を検索できます。
- ○国は、災害救助法に基づき、地方 自治体が支出した費用の最大9割 を負担します。

<u>▼Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine</u>



災害対応車両検索システム (D-TRACE) による車両検索の例